

学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の
充実を求める意見書

新潟県では、高校生の約2割は私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

平成22年度より私立高校生への就学支援金制度が実施され、平成26年度には制度の見直しによって加算支給額の増額及び加算支給対象世帯の拡大が行われた。これに新潟県独自の私立高校生に対する学費軽減制度が加わり、学費の負担は一定に軽減された。しかし、国・県の学費軽減の支援を受けることができる年収910万円未満世帯では、初年度納付金負担が約17万～46万円（新潟県平均額・年額）残る。こうした中、昨年12月、政府発表の「新しい経済政策パッケージ」には、年収590万円未満世帯の私立高校授業料の実質無償化が記されており、その政策の実現と併せて、県独自の学費軽減助成制度の一層の拡充を進めれば、公私間の学費格差は大きく縮まることになる。

また、私立高校の経常経費に対する助成は「経常経費2分の1以内」に限定されてきたために、とりわけ教育条件において公立との格差が生じている。全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が約8割を占めるのに対し、私立高校は約6割にとどまっており、不足分を常勤講師など期限付きの教員で補っているのが現状である。教育はその継続性が求められ、とりわけ私立高校には「建学の精神」に基づく独自の教育が行われており、その学校独自の伝統を継承していく必要から専任教員の増員は不可欠である。専任教員の増員など教育条件の向上を図るため、経常経費に対する助成のいっそうの増額が求められる。

新潟県におかれましては、未来を担う私立高校生の教育の充実を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

記

- 1 私立高校生への県独自の学費軽減制度を拡充すること。
- 2 私立高校への経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日

新潟県村上市議会

新潟県知事 花角 英世 殿